

第6章 対象事業実施区域及びその周辺の概況（特別配慮地域，配慮地域）

概況調査地域の「栃木県環境影響評価条例施行規則」（平成11年5月31日規則第30号）に基づく「特別配慮地域」，「配慮地域」の分布状況は表6-1に示すとおりである。

対象事業実施区域は，自然公園，鳥獣保護区域等に指定されておらず，「特別配慮地域」，「配慮地域」に該当しない。

表 6-1 概況調査地域の概況（特別配慮地域，配慮地域の分布状況）

区分	地域地区等の名称	対象事業実施区域	対象事業実施区域周辺
特別配慮地域	鳥獣保護区（特別保護区）	—	—
	国立公園（特別地区）	—	—
	風致地区	—	—
	自然環境保全地域（特別地区）	—	—
	特別緑地保全地区	—	—
	生息地等保護区（管理地区）	—	—
	県立自然公園（特別地域）	—	—
配慮地区	栃木県自然環境保全地域（特別地域）	—	—
	鳥獣保護区（特別保護区を除く）	—	—
	国立公園（特別地区を除く）	—	—
	自然環境保全地域（特別地区を除く）	—	—
	生息地等保護区（管理地区を除く）	—	—
	県立自然公園（特別地域を除く）	—	—
	栃木県自然環境保全地域（特別地域を除く）	—	—
	対象狩猟鳥獣（ニホンジカ又はイノシシを除く。）の捕獲又は殺傷の禁止又は制限をした区域	—	—
栃木県緑地環境保全地域	—	—	